

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

酒田市は、山形県の北西部、庄内地方の北部に位置し、鳥海山、出羽山地に囲まれた庄内平野の要衝にある。平成17年に酒田市、八幡町、松山町、平田町が合併し、面積(602.98 km²)、人口(令和2年国勢調査 100,273 人)ともに県内第三の都市となった。近年、人口が年々減少する中で、高齢化も進展しており、今後もその傾向で推移すると見込んでいる。

本市の中心を流れる最上川の河口に発達した酒田港は、国際定期コンテナ航路を有する県内唯一の重要港湾である。酒田港の利便性の向上や高速交通インフラの整備とともに、電子部品・デバイス・電子回路製造業、化学工業、食料品製造業を主力とする製造業をはじめ、卸売業、小売業、建設業、サービス業、農林水産業等、各産業がバランスよく発展してきた。一方、現在、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、人口の減少とあわせて地域産業の競争力の強化が課題になっている。このような中、域内の中小企業の生産性を効果的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の一つとなり、庄内地方の中核都市としてさらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

$$\text{※労働生産性} = \frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量 (労働者数 又は 労働者数} \times \text{1人当たり年間就業時間)}}$$

2 先端設備等の種類

本市の主な産業は、製造業、卸売業、小売業、建設業、サービス業、農林水産業等と多岐に渡り、多様な産業が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業による多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、臨海エリアや市街地周辺の各工業団地を中心に広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、卸売業、小売業、建設業、サービス業、農林水産業等多岐に渡り、多様な産業が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする産業は日本標準産業分類に掲げる全ての産業とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上すると見込まれる幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月15日から令和9年6月14日までの2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

以下のいずれかに該当する場合は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ① 先端設備等導入計画の実施主体が、市税を滞納している場合
- ② 先端設備等導入計画の内容が、人員削減を目的とした取り組みと認められる場合
- ③ 先端設備等導入計画の内容が、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められる場合